

企画展開連講座

青梅市の板碑

～石に込められた中世人の想い～

郷土博物館では、企画展「青梅市の板碑～石に込められた中世人の想い～」を開催しています。

この企画展の関連講座として、前青梅市文化財保護審議会会長の大澤清吾氏を講師にお招きし、「板碑とは何か」と題してご講演いただきます。また、講演会の後、郷土博物館に移動して、展示解説講座も行います。

日時 9月8日(土)

午後2時から

会場 釜の淵市民館研修室

定員 先着80人(予約制)

入場無料

申し込み 電話☎23-6859で郷土博物館へ



市指定史跡 滝本の洪水防石

市文化財保護指導員 小島みどり

自然災害が起きるたびに、「人間は自然の前に無力である」と言われます。いつの時代も突然の災害は恐ろしいものです。

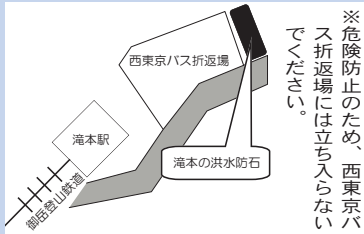
御岳2丁目467番地にある「滝本の洪水防石」は、江戸時代末期に、近くを流れる滝本川を横切るように大石を並べて、洪水を防いだ砂防遺構です。

道路改修により石は減ってしまいました。現存する遺構は、大小の巨石6個が下流に向かって緩やかな弓状に配されています。

二度の災害に懲りた北島左門は、大きな石を動かして、水害を防ぐ大工事を完成させ、石の一つに二度の洪水の事実を刻みました。

それらの石のひとつに「寛保二壬戌八月朔日百十八年目 安政六己未七月廿五日 大洪水二度共此所ヨリ推懸依而為後世防禦 今大石六引居置也 北島上家

安政6年から159年たった今日まで銘文が残りに例を見ない自然災害に関する歴史的土木遺産であることから、平成30年6月1日、青梅市の史跡に指定されました。現在は砂防工事などで



滝本川の河床は低くなり、被害を受ける恐れはなくなりましたが、「滝本の洪水防石」は、自然災害の記憶を決して風化させてはいけず、現在の私たちに示してくる大変貴重な遺跡です。問い合わせ 郷土博物館 ☎23-6859

※危険防止のため、西東京バス折返場には立ち入らないでください。

介護予防リーダー養成講座

高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を送るためには、介護予防のための健康づくりが必要です。

※医師から運動制限を受けている方は、ご遠慮ください。

※介護施設等のスタッフ研修等の位置づけで参加することはできません。

※営利目的の教室等は対象となりません。

内容 地域や自宅で実施できる体操等に関する知識と実践

定員 20人程度(抽選)

費用無料

申し込み 9月7日まで直接高齢介護課(市役所1階)へ

※土・日曜日を除く午前9時～正午、午後1時～4時

※アンケート記入あり

問い合わせ 高齢介護課 包括支援係

出前もの忘れ無料相談

年をとると誰でも忘れるようになりますが、単なるもの忘れか認知症なのか気になりませんか？

市では、認知症の予防や早期発見・早期対応をはじめ、認知症を理解する「もの忘れ相談会」を行っています。

日時・会場

▽8月22日(水) 午前10時～午後1時30分・河辺とうきゅう2階催事場

▽9月13日(木) 午前10時～午後4時・中央図書館多目的室

▽9月27日(木) 午前10時～午後4時・市役所1階ロビー

費用無料 直接会場へ問い合わせ 高齢介護課 包括支援係

東京都シルバーパス 更新手続き

有効期限が平成30年9月30日までのシルバーパスをお持ちで更新を希望する方は、9月中に更新手続きをしてください。

新しいパスの有効期限は、発行日から31年9月30日です。

更新方法 現在シルバーパスをお持ちの方に

は、東京バス協会から8月下旬に「シルバーパス更新手続きのご案内」が送付されます。

該当する対象者区分の費用および必要書類をご用意のうえ、ご案内に記載の更新窓口で更新手続きをしてください。

新規申し込み 70歳以上の方で新規発行を希望する方は、お問い合わせください。

※更新窓口では、手続きができません。

対象者・費用・必要書類 下表参照

※共通書類(更新対象者全員が必要な書類)：

※更新窓口は、東京バス協会・シルバーパス専用

更新窓口日程・会場

Table with 2 columns: 日程(9月) and 会場. It lists dates from 3rd to 28th and corresponding locations like 成木市民センター, 青梅市役所, etc.

※更新窓口の受付時間 午前10時～午後3時30分

対象者・費用・必要書類

Table with 4 columns: 対象者, 費用, 必要書類. It details conditions for updates, fees (2,0510 yen or 1,000 yen), and required documents.

注 平成30年度住民税非課税証明書・課税証明書は、市民税課(市役所1階)または各市民センターで発行しています。 ※不動産売却に係る特別控除の適用がある場合、合計所得金額から特別控除額を引いた額で所得を判断します。該当する方は、上記の必要書類と異なる場合がありますので、お問い合わせください。

電話☎03-6757-0077、☎03-4531-0070(8月20日～10月11日の午前9時～午後5時(土・日曜、祝日を除く))、市高齢介護課高齢者支援係